

## 芸術文化観光専門職大学 学生生活委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、学生生活委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生会に関する事項
- (2) 学生寮に関する事項
- (3) 後援会に関する事項
- (4) その他、学生生活全般に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、学長が指名する者をもって構成する。

### (任期)

第4条 前条に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学生部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の意見を聴いた上で、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局教育企画部学務課において行う。

### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。